

平成27年(ワ)第13562号 福島被ばく損害賠償請求事件

原告 井戸川克隆

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名



原告第10準備書面

平成29年3月22日

東京地方裁判所 民事第50部 合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

古川元晴

同

古川史高

同

伊豆隆義

同

川原奈緒子

同

工藤杏平

同

新森圭

同

古郡賢大



目次

第1 被告東電の反論の問題点と原告再反論の要旨-----	3
第2 原告には人格権として「被ばくしない（させられない）権利」があることについて（再反論①）-----	5
第3 「被ばくしない（させられない）権利」は、低線量被ばくのリスクに關し国際的にも国内的にも確立された科学的知見である「レント仮説」に基づくものであって、科学的には「許容値」は存在しないことについて（再反論②）-----	9
第4 「被ばくしない（させられない）権利」を制限する「許容値」を設けるためには、我が国の法制下においては、その旨の法律上の規定を設ける必要があり、かつ、その法律上の規定によって定められたものが、1ミリシーベルト基準であることについて（再反論③）-----	21
第5 公衆被ばくに関する我が国の法的規制は、被告らが国際的合意であると主張する I C R P 1 9 9 0 年勧告を踏まえて、それを国内法に導入したことによるものであって、被告らの反論は、許容値に関する同勧告に反していることについて（再反論④）-----	29
第6 20ミリシーベルト数値を、法令上の根拠がないのに、事後的に許容値とすることは、法秩序を崩壊させ、原発立地自治体及び住民を騙すこととなるのであって、憲法上も許容され得ないことについて（再反論⑤）-----	34
第7 20ミリシーベルト数値は、許容値ではなく、復興時における避難指示解除及び帰還容認等の原子力災害対策上の政治的、政策的判断による目安としての数値として、被告国により、地元自治体抜きに一方的に定められたものに過ぎないことについて（再反論⑥）-----	37
第8 原告の被ばく状況について（再反論⑦）-----	38
第9 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針が示す損害賠償額の中には、本件事故による被ばくについての損害賠償額が含まれていないことについて（再反論⑧）-----	41
第10 総括-----	46

第1 被告東電の反論の問題点と原告再反論の要旨

- 1 被告東電は、「100ミリシーベルト以下の被ばくについては他の原因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線量による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている」、「中間指針が対象としている避難等対象者については、本件事故直後における政府の避難指示等により避難等の対応を探っているものであると考えられ、その放射線被ばくの実情は、年間20ミリシーベルトを大きく下回るものと考えられる」等として、被ばくによる健康不安についての損害を否定する（被告東電準備書面（1）48頁）。また、「放射線被ばくの点に係る原子力損害については、中間指針第9にもあるとおり、本件事故に起因する放射線被ばくによって、原告に放射線障害が生じ、健康状態の悪化又は疾病の罹患が生じたという事実関係が認められる場合には原子力損害としての賠償の対象となると解されるが、そのような事実が認められない場合においては、原告の何らかの具体的な法的権利の侵害を招來したものとまではいふことはできない。」とし（同61頁）、あるいは中間指針において考慮されていないとする主張は誤りであると反論する（被告東電準備書面（3）66頁（1））。被告国も同様であると解される。
- 2 しかし、このような反論は失当である。原告が被ばくしたこと自体には当事者間に争いはないと思われるが、そのことによる生命・身体・精神の被害に対する不安には合理性があり、原告は当然にその精神的損害を被告両名に請求する地位にある。そしてそもそも、原告は、本件事故により、「被ばくをしない（させられない）権利」という憲法上の経済活動の自由に優越する権利である人格権（憲法13条）の侵害を受けているのであり、被告両名の主張にはこの点についての観点が欠如している。
- 3 現在、我が国の公衆の被ばく線量の「許容値」については、線量限度としての1ミリシーベルト（以下「1ミリシーベルト基準」という。）のみが法令に根拠のある基準であり、復興時における避難指示解除及び帰還容認という災害対策決定上の線量数値としての20ミリシーベルト（以下「20ミリシーベルト数値」という。）は、法的根拠がある数値ではなく、災害対策上の単なる目安としての数値にすぎず、被ばくリスク被害の有無を判断する根拠となるものではない。被告東電の反論は、被告国の「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」の報告書（以下「WG報告書」という。）を根拠に、100ミリシーベルト以下の被ばくのリスクは極めて低いとして、復興時における「社会的に許容される水準」すなわち許容値は1ミリシーベルト基準ではなく20ミリシーベルト数値であるとした上で、本件事故における20ミリシーベルト数値以下の被ばく

は、権利侵害に該当せず、損害賠償の対象にもならないと主張する。しかしながら、この反論は、国民主権と基本的人権の尊重を基調とする我が国の憲法下においては明白な憲法違反であり、かつ、低線量被ばくのリスクに関し国際的にも国内的にも確立された科学的な知見にも反するものであって、法律上の正当性も科学的な合理性も欠如しており、到底容認することはできない。

4 そこで、原告は、次のとおり従前の主張を補強し再反論する。

まず、原告には、憲法上の権利である人格権として「被ばくしない（させられない）権利」があることを明らかにする（再反論①）。

次に、上記権利は、放射線の物理的性質及び広島・長崎被ばく等のデータに基づいて国際的にも国内的にも確立された知見である「レント仮説」に基づくものであって、科学的には「許容値」は存在しないことを明らかにする（再反論②）。

そして、上記権利を制限する「許容値」を設けるためには、我が国の法制下においては、その旨の法律上の規定を設ける必要があり、かつ、その法律上の規定によって定められたものが、1ミリシーベルト基準であることを明らかにする（再反論③）。

さらに、公衆被ばくに関する我が国の法的規制は、被告東電が国際的合意であると主張する I C R P 1 9 9 0 年勧告を踏まえて、それを国内法に導入したことによるものであって、被告の反論は、許容値に関する同勧告にも反していることを明らかにする（再反論④）

また、20ミリシーベルト数値を、法令上の根拠がないのに、事後的に許容値とすることは、法秩序を崩壊させ、原発立地自治体及び住民を騙すこととなるのであって、憲法上も許容され得ないことを明らかにする（再反論⑤）。

さらに、20ミリシーベルト数値は、許容値ではなく、復興時における避難指示解除及び帰還容認等の原子力災害対策上の政治的、政策的判断による目安としての数値として、被告国により、地元自治体抜きに一方的に定められたものに過ぎないことを明らかにする（再反論⑥）。

以上のとおり1ミリシーベルト基準が唯一の許容値であるところ、原告が本件事故によりこの基準を大幅に超える被ばくをさせられていることを明らかにする（再反論⑦）。

以上により、原告には、本件事故による被ばくによって「被ばくしない（させられない）権利」を侵害されたことに伴う精神的苦痛について損害賠償請求権があるが、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針が示す損害賠

償基準の中には、この請求権に基づく損害が含まれていないことを明らかにする（再反論⑧）。

第2 原告には人格権として「被ばくしない（させられない）権利」があることについて（再反論①）

1 被ばくに関する人格権について

(1) 被ばくに関する法令上の規定とその意義

原子力災害対策特別措置法は、第1条において、「この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「規制法」という。）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする」と規定している。「原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護する」とは、我が国の国民に、憲法上の人格権（13条）に基づき、原子力災害によって「被ばくしない（させられない）権利」が保障されていることを意味する。これは、被告国（日本）の災害対策上の避難指示や復興時における避難指示解除及び帰還容認等が、この権利を擁護することを目的とするものであって、これを侵害することが容認され得ないことは当然の理であることを明らかにしている。

(2) 被ばくに関する一般的判例

ア 大飯原発福井地方裁判所判決

大飯原発福井地方裁判所判決（平成26年5月21日判時2228号72頁・大飯原発3、4号機運転差止請求事件判決）は、「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということができる。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の命を基礎

とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える
価値を他に見出すことはできない」と判示している。

イ 伊方原発最高裁判決

また、伊方原発最高裁判決（平成4年10月29日民集46巻7号
1174頁）は、「原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギー
を放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働に
より、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであつ
て、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の
技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないとき
は、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な
危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災
害を引き起こすおそれがある」として、原子力発電所事故の危険性を
明言している。

(3) 障害に至らない精神的苦痛も人格権として保護されるとする判例等

ア 水俣病認定遅延国賠訴訟最高裁判決（平成16年4月27日民集5
8巻7号）は、認定申請に対する応答処分の遅延による焦躁、不安の
気持につき、「人が社会生活において他者から内心の静穏な感情を害
され精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では甘受すべき
ものというべきではあるが、社会通念上その限度を超えるものについ
ては人格的な利益として法的に保護すべき場合があ」と判示してい
る。

イ また、大阪空港公害訴訟に関する最高裁大法廷判決（昭和56年1
月16日）は、身体的損害発生の可能性ないし危険性と損害との関
係について、「身体的被害についても、本件のような航空機騒音の特
質及びこれが人体に及ぼす影響の特殊性並びにこれに関する科学的解
明が未だ十分に進んでいない状況にかんがみるときは、原審が、その
挙示する証拠に基づき、前記のような航空機の騒音等の影響下にある
被上告人らが訴える原判示の疾患ないし身体障害につき右騒音等がそ
の原因の一つとなっている可能性があるとした認定判断は、必ずしも
経験則に違背する不合理な認定判断として排斥されるべきものとはい
えず、被上告人らすべてが、右のような身体障害に連なる可能性を有
するストレス等の生理的、心理的影響ないし被害をひとしく受けてい
るものとした判断もまた、是認することができないものではない。も
っとも、原判決の判示のうちには、単なる身体的被害発生の可能性な
いし危険性そのものも慰謝料請求権の発生原因たる損害と認めている
かにみえる箇所があるところ、そのような可能性ないし危険性そのも

のを直ちに慰謝料請求権の発生原因たる現実の損害にあたるということはできないことはいうまでもないが、右判示は、そのような可能性ないし危険性を帶有する前記のような生理的・心理的現象をもって慰謝料請求権の発生原因たる損害と認めた趣旨のものと解することができないものではない」と判示している。

ウ さらに、不法投棄された有機ヒ素化合物による地下水汚染により、地下水を利用していた住民に健康被害及び農業被害が発生したについて、水質汚濁防止法上の監視義務等を負っていた県の損害賠償責任が認められた事例（平成24年5月11日公害等調整委員会裁定、神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件、神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定参加申立事件）においては、「現に健康被害が生じた者について損害の発生が認められることはもちろんであるが、身体・健康に関する利益は、人格的利益の中でも根幹をなすものであり、これらに対する重大な不安要素の存在は、平穏な日常生活に動搖を与えるとともに、心身の健全性を害する要因ともなるものであるから、人が身体・健康に関して重大な不安を抱かずに日常生活を送ることは、平穏な生活を営む利益に属する利益として法的保護に値すると言うべきである。…（中略）そして、本件においては、多くの申請人が多岐にわたる症状や疾患を健康被害として主張するとともに、自己や家族の切実な健康被害を訴えているところ、D P A A が毒ガス原料として用いられた化学物質であり、その健康影響の全容が解明されておらず、その影響を除去する方法も確立されていないという状況の下では、これを摂取した者がそうした強い不安を抱くことも、もっともなことと思われる。このように、申請人らは、今後も体調の変化がある度に、D P A Aとの関連を疑い、自己や家族の健康に関して多大な不安を募らざるを得ないのであるから、その不安感は、社会通念に照らし、平穏な生活を営むことを妨げる程度にあると言うべきである」とする。

2 人格権の優越

被告国の経済政策の一環としてのエネルギー政策としての原子力政策や、それに基づく電力事業者の原子力発電所の設置・運営も、被告東電の経済活動の自由と原告の人格権の侵害とを対置するとき、精神的自由としての後者は、前者に遙かに優越する。この理は、本件事故による被ばくについても同様である。前掲福井地判もさらに次のように判示する。

「原子力発電所に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。人格権に基づく差止請求訴訟としては名誉やプライバシーを保持するための出版の差止請求を挙げることができる。これらの訴訟は名誉権ないしプライバシー権と表現の自由という憲法上の地位において相拮抗する権利関係の調整という解決に困難を伴うものであるところ、これらと本件は大きく異なっている。すなわち、名誉やプライバシーを保持するという利益も生命と生活が維持されていることが前提となっているから、その意味では生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利ということができる。本件ではこの根源的な権利と原子力発電所の運転の利益の調整が問題となっている。原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが、原子力の利用は平和目的に限られているから（原子力基本法2条）、原子力発電所の稼動は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法22条1項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。このことは、土地所有権に基づく妨害排除請求権や妨害予防請求権においてすら、侵害の事実や侵害の具体的危険性が認められれば、侵害者の過失の有無や請求が認容されることによって受ける侵害者の不利益の大きさという侵害者側の事情を問うことなく請求が認められていることと対比しても明らかである。新しい技術が潜在的に有する危険性を許さないとすれば社会の発展はなくなるから、新しい技術の有する危険性の性質やもたらす被害の大きさが明確でない場合には、その技術の実施の差止めの可否を裁判所において判断することは困難を極める。しかし、技術の危険性の性質やそのもたらす被害の大きさが判明している場合には、技術の実施に当たっては危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が求めされることになるから、この安全性が保持されているかの判断をすればよいだけであり、危険性を一定程度容認しないと社会の発展が妨げられるのではないかといった葛藤が生じることはない。原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かのような事態を招く具体的

危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。」

さらに、志賀原発2号機についての名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決（判例時報2045号3頁）は、原発の過酷事故発生の危険性について「原子力発電所の利用により得られる利益がいかに大きなものであつたとしても、その危険性の程度を緩和することはでき」ないと判示している。

3 小括

以上のとおり、原告は、人格権としての「被ばくをしない（させられない）権利」を保障されており、この権利は、基本的人権として被告東電の経済的自由権に優越し、被告国エネルギー政策においても最大限に尊重されるべきものである。

よって、原告の「被ばくしない（させられない）権利」は、民法709条及び国賠法1条1項によって保護されるべき権利・利益（以下「法益」という。）であり、これが侵害されたことによる精神的苦痛に対して損害賠償がなされることは自明の理である。

第3 「被ばくしない（させられない）権利」は、低線量被ばくのリスクに関し国際的にも国内的にも確立された科学的知見である「レント仮説」に基づくものであって、科学的には「許容値」は存在しないことについて（再反論②）

1 放射線とは何か

以下の放射線についての理解は定説的なものであり、当事者間に争いないものと思われる。

(1) すなわち、放射線の被ばくにより、人体への影響が問題となるのは、放射線の原子の原子核から放出される電離放射線である。これには、アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子などがある。ベータ線は、電子、アルファ線は、ヘリウムの原子核で、放射性原子核から数千電子ボルト（eV）ないし数百万電子ボルトのエネルギーを持って放出された量子（量子化された波の塊）である。ガンマ線は、光子と呼ばれる量子として、10万電子ボルト以上のエネルギーを持って原子核から放出される。

(2) 放射線が分子に当たると、電離作用により、原子と原子を結びつける分子としている電子がはじき飛ばされる（電離する）と、分子は切断される。電離放射線に被ばくした場合、身体の中の遺伝子やタンパク質分

子などは長く連結されているから、電離された場所で分子の連結が切断され、遺伝子の変性や細胞の死滅を招く。これには直接放射線が切断する場合（直接作用）と、活性酸素の生成により、これが遺伝子を切断する場合（間接作用）がある。特に、細胞分裂が起こる際に、遺伝情報をつかさどるDNAの二重らせん構造がほどけるようになっている状態のときに、切断されると、染色体異常が発症しやすくなると考えられている。放射線による単純化された発がんのメカニズムについては、放射線がDNA損傷を引き起こし、突然変異を生じさせ、がんを発症すると考えられている。

- (3) ここに放射線被ばくそのものにより、被告の人格権が侵害され、精神的損害が発生することの本質がある。

2 被ばくの形態（外部被ばくと内部被ばく）

以下の被ばくの形態についても、当事者間には争いないとと思われる。

- (1) 被ばくの形態には外部被ばくと内部被ばくとがある。放射線源が密封された形態の放射性物質（密封線源）の場合、被ばくは身体の外部からの被ばくである外部被ばくだけであるが、密封されていない放射性物質（非密封線源）の場合、外部被ばくに加えて身体の内部に放射線物質が入り込むことによる被ばくである内部被ばくも考慮する必要がある。
- (2) 本件事故では、1号機のベント並びに爆発、3号機爆発、2号機の放射性物質放出並びに4号機の爆発により、放射線源となる核種が放出されており、これらによる外部被ばく及び内部被ばくの双方が問題となる。
- (3) 放射性物質が空气中などに拡散して存在している場合、その放射性物質が体内に入り込むことによる内部被ばくの恐れが生じる。体内に取り込まれる経路としては、次の三つがあると言われている。
- ① 呼吸器を通しての摂取（吸入）
放射性物質で汚染した空気を吸い込むことによって、気道や肺胞を通して体内に放射性物質が侵入することを言う。
- ② 口、消化器を通しての摂取（経口摂取）
放射性物質で汚染された水や食物を摂取することで、胃や小腸などの消化管から体内に放射性物質が侵入することを言う。
- ③ 皮膚、特に傷口を通しての摂取
皮膚の毛穴や汗腺または皮膚にある傷から放射性物質が侵入することを言う。
- (4) 内部被ばくをした場合、すなわち一度体内に放射性物質が取り込まれた場合、その取り込まれた放射性物質を除くには、物理的減少（放射性

崩壊）と共に生体機能の代謝による排出を待つよりほかない。体内に取り込まれた放射性物質が体内のどの部位に沈着するかは、その元素の化学的性質によって異なる。例えば、ヨウ素は選択的に甲状腺に取り込まれ沈着する。アルカリ土類金属であるストロンチウムは骨中の同じくアルカリ土類金属であるカルシウムと置き換わって体内に蓄積することが知られている。一方で、カリウムやセシウムは水に溶け込み全身の細胞内に広がる。

(5) 原子力委員会・動力炉安全基準専門部会も、昭和44年11月段階で、すでに、次のとおり、内部被ばくの危険について述べている。「プルトニウムを燃料とする原子炉の立地評価上必要なプルトニウムに関するめやす線量について」との報告書において、「燃料物質が原子炉建屋の外に放散されるような事故を考えるならば、そのときの放散されるプルトニウムの形態は、酸化物のかなり細かい粒子であると考えてよいと思われる。このような形態のプルトニウムが原子炉周辺の公衆と接触するのは、事故時に生じたエアロゾルが格納施設から漏れて外界に放散されるときと考えられる。」「仮想される原子炉事故の場合に、最も多くの人が遭遇し、かつ、これらの人々が放射線障害を受ける危険性が最も大きいと考えられるのは、これらのエアロゾルを吸入することによってプルトニウムを体内に摂取する場合である。」としている。

さらに、同報告書は、「プルトニウム粒子の呼吸器系の各部への沈着の割合は、その粒子の径によって大きく左右され、さらに粒子の気道中の速度を支配する呼吸量によっても影響をうける。一般に、粒子径が大きいものは鼻咽腔に、中位のものは気管、気管支に、更に微細なものは終末気管支および肺胞の部分にまで侵入して、そこに沈着する。一般に、大気中に放出されるプルトニウムエアロゾルは、単一の粒子径のものではなく、種々の大きさのものが混在する。実際には、粒子径の分布を対数正規分布と近似できる場合が多いので、そのときの計数中央径(CMD)およびその分散等を知ることにより、質量中央径(MMD)、質量空気力学的中央径(MMAD)あるいは放射能空気力学中央径(AMAD)を求めることができる。各部への沈着率は、これらの関数として示すことができる。」とする。そして、同報告書は、「プルトニウム粒子の沈着後の行動」として、「呼吸気道の各部へ沈着したプルトニウム粒子は、それがPuO₂のような不溶性のときは、一部は鼻汁とともに外部へ、残りは嚥下されて消化管へ移る。気管や気管支に沈着した粒子は、これらの部分の呼吸気道に存在する纖毛により粘液とともに上方へ送られ、咽頭部分を経て消化管へ移行するが、このときの速度は非常に速く、数分乃至数

十分と推定されている。」「終末気管支および肺胞に沈着した粒子は、その部位では纖毛による粒子の移動がないため、長い期間そこに留まる。肺胞の壁を構成する細胞の中には、粒子を貪食する作用をもつものがあるので、一部の粒子は貪食され、さらに、その一部は細胞とともに肺淋巴節*へ移行しそこに長く留まるものと考えられている。プルトニウムは、肺臓の各部でわずかではあるが血液中に吸収され、また、貪食されたプルトニウム粒子の一部は、淋巴を介して血液中に入る。血液中にに入ったプルトニウムは、一部は肝臓へ、他は骨、骨髄に移行する。肺臓に沈着したものは緩慢に減少し、一方、肝臓、骨、骨髄、肺淋巴節では、極めてゆっくり増加する。」とする。そして、「問題とすべき臓器」として、同報告書は、「内部被ばくの場合、どのような臓器への影響を問題視すべきかについては、その臓器への放射性核種の蓄積に基づく積算線量、その臓器の放射線感受性、さらにその臓器、組織の機能が生体で占める重要さの程度などの点から検討されなければならない。プルトニウムの吸入の場合には積算線量の点では肺淋巴節が最も大きく、次いで肺臓であるが、長期間で考えた場合、線量当量（レム）は肝臓、骨等が肺臓とほぼ同じレベルになるものと考えられる。肺淋巴節は、積算線量については最も大きいが、腫瘍の発生を指標とした場合の放射線感受性という点で肺臓、肝臓、骨に比べて低く、肺淋巴節に原発する腫瘍は実験的に認められておらず、また、その機能の重要度を比べるならば、上記の臓器、組織より低いと考えられる。肺臓は、その機能の重要度からしても、また放射線感受性という点からも重要視すべきであり、とくに吸入後初期には、線量率も肝臓、骨等に比べて著しく高く、また、Pu02の場合、肺胞のプルトニウムによる積算線量は肺淋巴節に次いで大きく、動物実験においても多数の肺癌が認められているので、肺臓は、めやす線量を考える場合に問題とすべき臓器の一つである。肝臓および骨は、吸入後初期にはプルトニウムの量は少ないが、肺臓から徐々に淋巴液、血中に移行したプルトニウムの大部分は、これらの臓器に移り、そこに長くとどまる。したがって50年ないしそれ以上の長期間にわたる障害の発現を問題とする場合には、肝臓および骨の線量当量（レム）は肺臓のそれにほぼ匹敵するものとなるので、その機能の重要度からみて、問題とすべき臓器および組織であると考えられる。」としている。なお、ここでは、プルトニウムについて述べられているが、セシウム、ウラン、ストロンチウムほかの放射性物質についても同じように当てはまる。なお、1レムは0.01シーベルト（10ミリシーベルト）に換算される。

(6) そして、放射線の直接の作用としては、以下のものが考えられるが、外部被ばくに比べ、内部被ばくの場合、細胞のごく近傍で起こるため桁違いに危険である。

① 遺伝子の損傷

i DNA鎖の切断や塩基の損傷

ii 遺伝子発現過程 (DNAメチル化、ヒストンタンパクのアセチル化・メチル化・リン酸化などの、エピジュネクスの損傷。なお、エピジュネクスとは、DNAの塩基配列の変化をともなわず、染色体の変化によって生じる、安定的に受け継がれる表現型をいう。

iii (修復されたとしても) 遺伝子の不安定化

② 細胞膜の損傷

③ 細胞膜にある各種チャネルの損傷

④ ミトコンドリアの損傷、それによる慢性疲労性障害いわゆる「ぶらぶら病」

⑤ 細胞内の水分子のイオン化

⑥ 細胞外基質 (細胞と常に情報を伝達し合い細胞にその機能を指示しているとされる細胞外マトリックス ECM) の損傷。

(7) 放射線によって生じた活性酸素およびフリーラジカル (酸素分子および水分子さらには窒素分子の一連の還元種、過酸化水素、過酸化脂質、オゾンなど) が、基本的には放射線と同じ破壊作用をいつそう広範に行なうことがわかつてきた。

(8) 原告や双葉町町民は、本件事故により、放射線物質の放出により、外部被ばくのみならず、その吸引等による内部被ばくにも晒されている。そのことにより、原告は生命・身体・精神に対する重大な被害リスクを抱えながら生きていくことを強いられており、人格権である生命・身体・精神の安全が守られる権利が大きく侵害・剥奪されている。

3 国際的にも国内的にも確立された科学的知見である「レント仮説」とは何か

(1) 「レント仮説」とは何か

「レント仮説」の「レント」とは、LNT : Linear Non Threshold (直線・しきい値なし) の呼称である。そして、このレント仮説の内容は次のとおりである。

比較的多量の被ばくをした場合には、人間は死んでしまう、あるいは死に至らない程度の被ばくであっても様々な障害が出る。こうした障害には皮膚の火傷や脱毛、嘔吐、下痢といったように被ばく直後から現れ、

急性障害と呼ばれるものもある。ただし、それらの障害の多くは、一定量以上の被ばくをしなければ、影響が見えるようにならない。その値を「しきい値」と呼び、そのような障害の現れ方を「確定的影響」と呼ぶ。

しかし、「しきい値」を超えない程度の被ばくで、被ばく直後には何らの影響も見えない場合であっても、長い年月の後にがんや白血病のような晩発性障害が現れる、あるいは遺伝的な障害が現れることが明らかになってきた。そして、確率的影響と呼ばれるこれらの障害については、それ以下であれば影響が生じないという「しきい値」がなく、かつどんなに低い被ばく量であっても被ばく量に比例した影響が出ると考えるよう成了った（後記の小出裕章氏の意見書）

(2) 「レント仮説」に至る経緯

ア レント仮説に至る経緯については、前掲人形峠ウラン残土訴訟において、意見書を多数提出している小出裕章氏は次のように述べているとおりである。

「広島・長崎に原爆を落とした米国は、1950年に被曝者の健康影響を調べる寿命調査（LSS）を開始し、広島・長崎の近距離被ばく者約5万人、遠距離被ばく者約4万人、並びに原爆爆裂時に両市にいた人（非被ばく対象者）約3万人を囲い込んで被ばく影響の調査を進めた。」「調査を始めた当初は、それなりに高線量の人々の間でしか、被曝と影響の因果関係は証明できなかった。しかし、調査の期間が長くなるにしたがって、因果関係を明らかにできる被曝量はどんどん低線量領域まで広がってきて、どこまで行っても被曝量と影響とは比例関係にあることが示されてきた。放射線影響研究所（旧ABC）はすでに被曝後60年近くになる現在まで解析を続けてきたが。今では50ミリシーベルトという被曝量に至るまで、比例関係が存在していることが明らかになってきた。そうだからこそ、今はまだ断定的に言うことはできないとしても、もっと低線量の被ばくの場合でも、こうした比例関係が存在するであろうと考えるようになった。それが「レント仮説」である。」

イ 以上のとおり、レント仮説は、放射線の物理的性質及び広島・長崎被ばく等のデータに基づいて形成されたものである。そして、上記レント仮説の内容及びこれが国際的にも国内的にも確立された知見として採用されるに至った経緯については、当事者間で争いがないと思われる。そして、上記レント仮説の立場からすれば、低線量被ばくが安全などとはいえないこともまた明らかであり、被告らもこのことについては否定できないと思われる。

(3) 被ばくには必ず影響があることについて

低線量での被ばく影響の大きさをどのように見積もるかについては、大きく考える仮説もあるし、小さく考える仮説もあるが（17頁「図」参照）、どの仮説をとるにしても被ばくには必ず影響が付随すること自体は認めなければならない。それは「直線・しきい値なし仮説」を根拠にしているのではなく、放射線の物理的な性質そして生物の細胞の構造・機能からして、その事実を根拠にして「直線・しきい値なし仮説」ができたのである（上記の小出裕章氏の意見書）。

被ばくに危険と安全の境界がないということは、仮に線量限度を下回るような被ばくであっても必ず影響は付随するものであり、危険があるということである。いかなる被ばくも何らかの影響があることを認めた結果、日本の各法令は許容値としての「線量限度」を定めている。放射線被ばくについてどんなに微量であっても危険であると考え、被ばくの限度を定めていることは、世界各国において共通である。

(4) 一般的に言われている「確率的影響」の意味

放射線を受けた後、長時間たってから出てくる影響は、一般的に「確率的影響」といわれているが、これは、障害にまで進展した場合の確率を意味するにとどまり、その障害にまで進展した場合における障害の重篤度は、その確率とは本来全く関係がない。確率が低くても高くとも、発現する障害の重篤度には変わりはないということである。

(5) 科学的には「許容値」は決めるることはできない

被ばくに「しきい値」がないことは、科学的・生物学的には放射線の「安全量」など存在せず、許容値が科学的に決められるものでないことを示している。

したがって、許容値は社会的観点から決める事となるが、我が国の法制下においては、人格権による必要最小限度の限界があり、かつ、制限には法律上の根拠が必要とされる。

(6) 放射線発散処罰法も、処罰の対象である放射線発散についてその放射線量に下限値を設けていない

また、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成19年5月11日法律第38号）は、「不当な方法で・・放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせ」る行為を処罰することとしているが（第3条1項）、発散させる放射線の線量については下限値を設けていない。これは、いかに低線量の放射線であっても人体に影響があること、及び不当な方法による放射線

の発散は社会的に許されないので許容値は存在し得ないことによるものであることは明らかである。

4 「レント仮説」は、国際的にも国内的にも確立した科学的知見であり、被告が国際的合意であると主張する I C R P 勧告でさえも、その政治性、非科学性が指摘されているにもかかわらず、採用していることについて

「放射線によるがんの確率は線量の増加分とともに増加し、おそらくしきい線量は存在しない。がんの重篤度は線量に影響されない」というのが国際放射線防護委員会（以下「I C R P」という。）勧告の考え方である（1990年勧告。2007年勧告も同旨）。この点は、当事者間に争いないとと思われる。なお、I C R Pは、民間の団体であり、国連等の公的国際機関とは異なる。I C R Pの発祥は、放射線医学の専門家を中心とする国際X線及びラジウム防護委員会であったが、I C R Pに改組された際に、医学分野以外の原子力関係の専門家も委員に加わるようになり、ある程度の放射線被ばくを正当化し、核実験や原子力利用を推進することを前提として、基準を設けるようになったと言われている。よって、I C R Pの基準は、健康や安全を後退させてでも原子力の利用を考慮した基準であって、原告もこの機関の主張を全面的に信用するわけではない。しかしながら、このように政治性・非科学性があると批判されるI C R Pでさえ、低線量被ばくについてしきい値がないとする、レント仮説を前提に低線量被ばくにも影響ありとせざるを得なかつた。

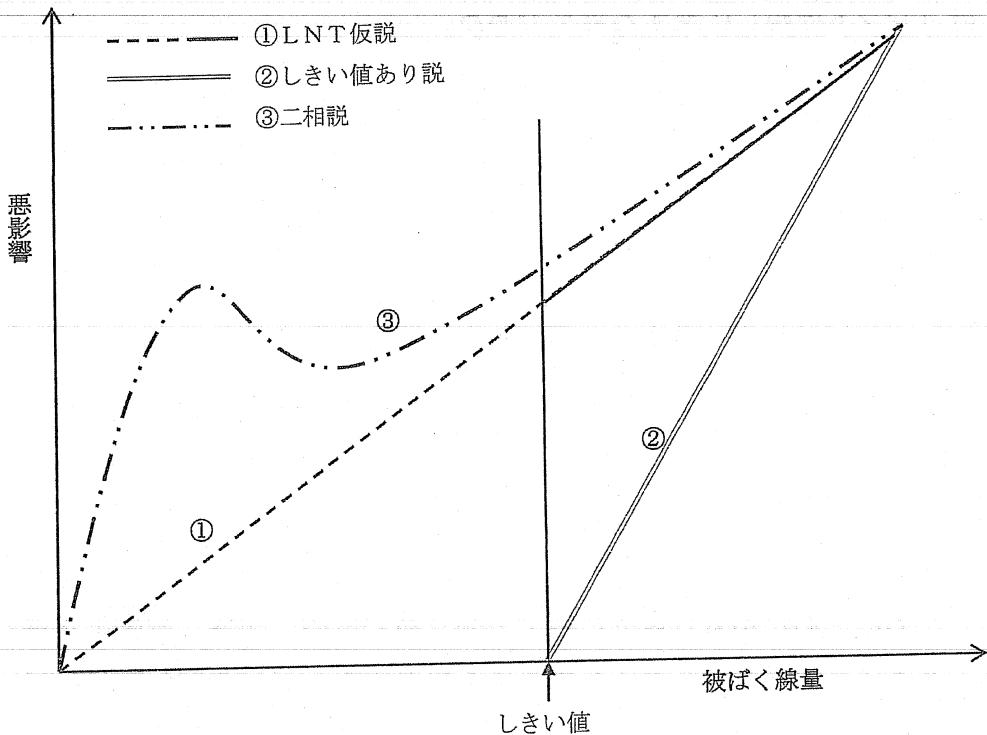
I C R P 2007年勧告では、約100ミリシーベルトを下回る低線量域では、がん又は遺伝性影響の発生率が関係する臓器及び組織の等価線量の増加に正比例して増加するであろうと仮定するのが科学的にもっともらしい、という見解（LNTモデル）を支持するとしている（下記図に、被ばく線量の影響に関する主な説を示す）。

そして、I C R P 勧告が基礎資料とした放射線被ばくに関するデータ中に広島・長崎での被ばく者のデータ（LSS・寿命調査・放射線影響研究所）があるが、I C R P 勧告後の、2012年に公表されたLSS 14報では、「全固形がんについて過剰相対危険度が有意となる最小推定線量範囲は0-0.2Gyであり、定型的な線量閾値解析（線量反応に関する近似直線モデル）では閾値は示されず、ゼロ線量が最良の閾値推定値であった。」と記されている。

このように、放射線の人体に対する影響のうち、「確定的影響」についてはしきい値があるが、「確率的影響」にはしきい値がなく、I C R P 2007年勧告も、しきい値なしとの立場であるうえ（LNTモデル

を支持)、2012年に公表されたLSS14報(広島・長崎での被ばく者データ)からは、必ずしも実証できない仮説とまでは断定できなくなってきた。

図



5 被告東電の反論は、低線量被ばくのリスクを軽視し、極端に過小評価しているが、これは「レント仮説」に反することについて

被告東電もまた、レント仮説自体については、争わないところと思料する。しかしながら、以下のとおり、被告東電は、低い線量の被ばくについてのリスクを軽視し、これを極端に過小評価する結果、被告東電も前提としているはずのレント仮説に反する結果となっている。

(1) 被告東電の反論は、「現在の科学でわかっている健康影響として、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、 100 mSv 以下の被ばく線量では、放射線リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。」と主張するが、その一方で「レント仮説」が、自然科学上、そのように証明することが難しい場合でもリスクを否定はせず、リスクを証明されたと同等に扱うべきであるとしている点を無視している。

(2) また、被告東電の反論は、ICRPが低線量のリスクを高線量のリスクの半分に過小評価していることを根拠に、同様に評価すべきであると主張する。しかし、「レント仮説」は、どんなに低い被ばく量であっても被ばく量に比例した影響が出るという「直線・しきい値なし」の考え方であって、低線量のリスクを高線量のリスクの半分に評価するというのは「レント仮説」に反する考え方である。

(3) さらに、被告東電の反論は、年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低いと主張し、その論拠をWG報告書に求めている。しかし、次のとおり失当である。

ア 同報告書は、「放射線と他の発がん要因等のリスクとを比較すると、例えば、喫煙は1000～2000ミリシーベルト、肥満は200～500ミリシーベルト、野菜不足や受動喫煙は100～200ミリシーベルトのリスクと同等とされる。」と記述している。同報告書は、同報告書が全面的に依拠するICRP勧告が採用しているレント仮説自体は否定することができないために、この仮説が示す低線量被ばくのリスクを極力低い程度のものであって無視して差し支えないものであるかのように印象付けてレント仮説を実質的に形骸化しようするために、あたかも日常的に誰でも陥り易い飲酒、喫煙、野菜不足等のリスクと被ばくのリスクとを対比する方法をとったものと解される。

しかし、同報告書は、この数値が科学的に証明された如何なるデータに基づいているのかをまったく示していないし、例えば野菜不足や受動喫煙についても、その対象集団としてどの程度の過酷な野菜不足や受動喫煙の状況に置かれた集団を選択しているのかも示していないために、厳密な科学的論証抜きの印象付で世論を誤導するものであるとの誹りを免れない。そもそも飲酒、喫煙、野菜嫌いなどは、多分に個人の趣味嗜好に属し、少量の飲酒ほかえって健康に良いとも言われているほどであり、かつ、各自の意思で管理し選択することが可能な事柄である。そうであっても、それを当該個人の意思に反して強制、強要することは拷問に等しく社会的に許容し得ないことは明らかである。いわんや、放射線被ばくの影響の悲惨な実態は科学的、歴史的に公知の事実となっているのであって、いかに低線量であってもそのような悲惨な障害発生の可能性が被ばく線量に比例して増加することを否定できないというのであるから、よほどの奇人変人でない限り、放射線被ばくを喜び好んで受け入れるような人など存在しないことは、普通の判断力を持った人であれば容易に理解できる事柄である。この

ような報告書の記述を根拠に、20ミリシーベルト以下の被ばくの影響を無視してかまわない程度の無害のものであるかのように人々を誤導してその被ばくを勧奨し、あるいは強制、強要するようなことは、憲法上保障された個人の人格権を無視する暴論であると非難されても仕方がない。

(イ) また、同報告書は、「CTスキャンは1回で数ミリシーベルトを受ける。重症患者は入院中に数回のCT検査を受けることも決して稀ではない。また、東京～ニューヨーク間の航空機飛行では、1往復当たり0.2ミリシーベルト程度被ばくするとされている」と記述している。しかし、これらは外部被ばくによるリスクであり、かつ、自ら受ける利便性との衡量も可能な数値であるのに対し、本件事故の場合には内部被ばくのリスクが重大な問題である上に、自ら受ける利便性が皆無であり、非科学的、恣意的な比較の域を出ない。

(ウ) さらに被告東電の反論は、同報告書に「放射線防護措置に伴うリスク（避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等）と比べられる程度と考えられる。」と記述されている点を論拠としているが、次のとおり失当である。

(ア) 「避難によるストレス、屋外活動を避けることによる運動不足等」も重大なリスクである上に、そもそも、そのようなリスクと「年間20mSv被ばくすると仮定した場合の健康リスク」とが同程度であると評価することが、科学的に証明された如何なるデータに基づくのかも示されていない。反論は、同報告書のかかる問題点を何ら吟味せずに、非科学的、恣意的に都合のよいように誤用しているに過ぎない。

(イ) 加えて、かかるリスクは被ばくのリスクに更に上乗せされるリスクであって、そのリスクを避けたからといって、被ばく者の被ばくさせられたことによるリスク自体は何ら軽減されることにはならないことは自明の理である。

(ウ) その上に、かかるストレスを理由に避難しないことや屋外で活動することを勧めることは、引き続き被ばくを継続してリスクを高めることを勧めるものである。これは、レント仮説による被ばくのリスクを否定し、被ばくさせられた者的人格権である「被ばくしない権利」を二重に侵害することとなるのであって、被ばく者的人格権を恣意的に無視し、弄び、躊躇するものであると強く非難されてもやむを得ない。

6 被ばくによる障害発生の可能性への精神的な不安、恐怖には、科学的に合理的な根拠があることについて

- (1) 低線量被ばくの影響の実態は、以上のとおり、少なくともレント仮説に基づいて理解するというのが国際的にも国内的にも確立した考え方である。どんなに低線量でも被ばくの影響はあって、障害にまで進展する確率も被ばく量に比例して直線的に増加し、かつ、その障害の重篤度は被ばく量に関係ないということである。
- (2) 被ばくの悲惨な影響については、我が国自身の体験として、広島・長崎の原爆被ばく、ビキニ環礁水爆実験による第五福竜丸等の漁船被ばく、J C O 臨界事故被ばく等の実例を有しているし、海外の事例としても、旧ソ連時代のチェルノブイリ原発事故による被ばくの悲惨な実態は周知の事実である。しかも、これらの事例においても、低線量被ばくによる影響の実際の広さ、深刻さについては、時の経過とともに、如何に当初の調査が不十分で、その影響を軽視し、過小評価していたかが徐々に解明されつつあるが、それでも、いまなお未解明の点が多いとされている実情にある。例えば1945年の広島、長崎の原爆被爆については、被ばく後半世紀を超える追跡調査によって、当初の調査や評価がいかに不十分で過小評価の誤りを犯していたかの実態が徐々に解明されてきているが、それでもなお解明途上にあり、1986年のチェルノブイリ原発事故による被ばくの追跡調査についても、既に約30年近く経過しているが、広島、長崎の追跡調査と同様の経過をたどっている状況にある（平成23年12月付け衆議院チェルノブイリ原子力事故等調査議員団報告書）。また、1954年のビキニ環礁水爆実験による漁船被ばくについても、60年経過後の2014年に至ってようやく厚労省が、情報公開請求に応じて当時の関連文書を公開したことにより、多数の漁船分の放射能検査や漁船員の血液・尿検査の記録が明らかになり、今後の影響の解明が期待される状況にある。
- (3) このような悲惨な体験を経て、人類の存続が問われるとの観点から、レント仮説が形成され、線量限度1ミリシーベルトという厳しい放射線規制が世界的に採られるようになり、我が国も同様に採用して国内法を整備するに至っている。このような歴史的に悲惨な実験に基づく経緯を踏まえれば、20ミリシーベルト以下の線量の被ばくのリスクについて、「他の要因に紛れるほど小さい」とか、日常的に発生している野菜不足等と同程度のリスクに過ぎないかのような誤導が、真剣に「低線量被ばくの影響を正しく理解」しようとしている人々であればある程に、何の説得力も持ち得ないことは明らかである。

(4) 要するに、人間の行動原理として、どんな低線量の被ばくであっても、それが生命、身体に重篤な障害をもたらす確率を増加させることを否定できない以上は、その生命、身体の安全を守るためにこれを回避しようとするのは人間としての当然の摂理に基づく選択であり、これが人格権に基づく権利としての「被ばくしない（させられない）権利」であることは自明の理である。そして、その被ばくを強制、強要されたことによって生じさせられる「将来の重篤な障害発生に至る不安、恐怖」という精神的苦痛も、「被ばくしない権利」侵害に当然に伴うものとして、保護されるべき法益であることも自明の理である。

第4 「被ばくしない（させられない）権利」を制限する「許容値」を設けるためには、我が国の法制下においては、その旨の法律上の規定を設ける必要があり、かつ、その法律上の規定によって定められたものが、1ミリシーベルト基準であることについて（再反論③）

1 公衆被ばくに関する我が国法的規制の内容

公衆被ばくに関する我が国における本件事故までの法的規制は次のとおりである。

(1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」と言う。）による規制

放射線障害防止法とは、放射性同位元素や放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染されたものの廃棄などを規制することによって、放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的に（同法1条）制定された法律であり、その概要は次のとおりである。すなわち、ア 放射性同位元素および放射性同位元素により汚染された物（放射性同位元素等という）、および放射線発生装置の取扱いには、使用者、販売業者、賃貸業者および廃棄業者（使用者等という）は、取り扱い開始前に、文部科学大臣の許可または同大臣への届出を必要とする（放射線障害防止法3条乃至4条の2）。また許可または届出後にそれらの内容の変更があった場合も許可あるいは届出が必要となる（同法3条の2、同法10条及び11条）。

イ 放射性同位元素等の取扱いに先立って、放射線障害予防規定（同法21条）を作成し、放射線障害の防止について監督を行う放射線取扱主任者（同法34条乃至38条）の選任を行い、これらを文部科学大臣へ届出する必要がある。

ウ 使用施設、貯蔵施設、廃棄施設等の放射線施設については、施設・設備の設置に当たっては、ハードウェア面での安全を確保するため、

施設基準として一定の許可基準が設けられており（同法6条乃至7条の2）、許可後においては、この基準に適合するように維持管理が義務づけられている。また定められた基準以上の使用施設の設置および増設、定められた基準以上の貯蔵能力のある貯蔵施設の設置および増設、または貯蔵能力の定められた基準以上への変更、廃棄施設の設置および増設、または放射線発生装置を使用する使用施設の増設および変更については、それぞれ施設検査が必要になる（同法12条の8）。さらに定められた基準以上の貯蔵能力等によって定期検査を必要とする（同法12条の9）。

- エ 放射線施設で作業する放射線業務従事者が放射線同位元素等または放射線発生装置を取扱うに当たって、ソフトウェア面で安全を担保するため、行為基準を設け、作業者の遵守を必要にしている。これらの行為基準として、使用、詰替、保管、運搬の各基準（同法15条乃至18条）が設けられている。
- オ 放射性同位元素等の運搬については、事業所内運搬と事業所外運搬に分け、それぞれ基準を設けている（同法18条、同法18条の2）。放射線業務従事者以外の一般の人に近接する可能性が残るので、事業所外運搬の基準はより厳しく、この基準に合致できれば事業所内運搬も可能である。一方、管理区域内運搬など除外規定がある。
- カ 使用者等は放射線障害のおそれのある場所に関し、定められた場所（施設、区域、境界）について、放射線の量、放射性同位元素による汚染の状況、および排気および排水の放射性同位元素による汚染の状況を、それぞれ測定する必要がある。また使用施設その他の定められた施設に立ち入った者について、その者の受けた放射線の量および放射性同位元素による汚染の状況を測定する必要がある。使用者等はこれらの測定結果について記録の作成、保存、その他の定められた措置を講じる必要がある（同法20条）。
- キ 使用者等は放射性同位元素等の取扱い作業者の教育訓練（同法22条）、健康診断（同法23条）、放射線障害を受けた者または受けたおそれのある者に対する措置（同法24条）、帳簿を備え定められた事項の記帳（同法25条）、報告（同法42条）を行う必要がある。
- ク 使用者等は、その他、放射性同位元素の譲渡譲受、所持、取扱の制限（同法29条乃至31条）危険時の措置（同法33条）などの基準を遵守する必要がある。

（2）労働安全衛生法等による規制

労働安全衛生法ならびに同法施行令にもとづき、厚生労働省は、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするため、電離放射線防止規則を定めている。

その概要は、管理区域並びに線量の限度及び測定（同規則3条乃至9条）、外部放射線の防護（同規則10条—第21条）、汚染の防止（同規則22条乃至41条の2）、特別な作業の管理（同規則41条の3及び同規則41条の4）、緊急措置（同規則42条乃至45条）、エックス線作業主任者及びガンマ線透過写真撮影作業主任者（同規則46条乃至52条の4の5）、特別の教育（同規則52条の5乃至52条の7）、作業環境測定（同規則53条乃至55条）、そして健康診断（同規則56条乃至59条）というものである。

平成21年3月11日段階での、同規則による電離放射線障害防止規則による線量限度・被ばく限度は、まず、施設の放射線量限度について事業者は、放射線装置室（同規則15条1項）、放射性物質取扱作業室（同規則22条2項）、貯蔵施設（同規則33条1項（41条の9において準用する場合を含む。））、保管廃棄施設（同規則36条1項）、事故由来廃棄物等取扱施設（同規則第41の4第2項）又は埋立施設（同規則41条の8第1項）について、遮蔽壁、防護つい立てその他の遮蔽物を設け、又は局部排気装置若しくは放射性物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備を設ける等により、労働者が常時立ち入る場所における外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計を一週間につき1ミリシーベルト以下（実効線量管理）にしなければならないとする（同規則3条の2）。

ついで、放射線業務従事者の被ばく限度としては、通常作業では、5年間で100ミリシーベルト、1年間で50ミリシーベルト（実効線量管理）を（同規則4条）、事故が発生した際の応急の緊急作業を行う者については、緊急作業に従事する間に100ミリシーベルト（実効線量管理）を（同規則7条）としている。また、妊娠可能性のある女子は、3か月で5ミリシーベルト（実効線量管理）を（同規則4条2項）被ばく限度としており、妊娠中の女子については、出産までの間1ミリシーベルト（内部被ばく）、2ミリシーベルト（腹部表面）を被ばく限度とする（同規則6条）。

- (3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）等による規制
ア 規制の概要

炉規法及び同法を受けた政令・規則・告示は、「周辺監視区域」を、当該区域の外側のいかなる場所においても実効線量が年間1ミリシーベルトを超えるおそれがないものと定めている。また、排気・排水規制により、「周辺監視区域」外の空気中または水中の放射性物質の濃度が実効線量年間1ミリシーベルトを超えないよう要求している。

この周辺監視区域では、人の居住を禁止し、また、境界に柵又は標識を設けるなどして公衆の立ち入りを制限するよう保全措置をとることを義務づけている。

周辺監視区域外における線量限度を維持できない場合には、本件事故発生当時の法令でも発電用原子炉を使用させず、現行法では原子炉の設置そのものを許可しないこととしている。また、線量限度維持のために必要な技術基準を満たさない場合、居住禁止等の保全措置等に違反する場合には、原子炉設置者に対する設置許可取消権限や使用禁止や修理などの措置命令権限を主務大臣に与えている。

そして、無許可運転をした者や是正命令に違反した者に対しては、炉規法は、懲役を含む厳罰を科すこととしている。

イ 炉規法と政令・省令・規則・告示

(ア) 炉規法

炉規法は、「原子力基本法の精神にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計量的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用等に関する必要な規制を行うことを目的とする」法律である

(本件事故発生当時の炉規同法1条)。なお、本件事故発生後の改正により、現行法の第1条では、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」と、国民の生命、健康、財産等の保全も法の目的であることを明記した。炉規法では、実用発電用原子炉に関する設置の許可、保安規定の認可、保安検査、原子炉の廃止等の安全規制の手続きや許認可の基準、手続や基準に従わなかった場合に課される行政処分や刑事罰などが規定されている。

(イ) 政令・省令・規則・告示

炉規法を施行するため「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」以下、「炉規法施行令」という。)が定められている。また、炉規法施行令中の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定に基づいて「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(以下、「実用炉規則」という。)が、さらに、実用炉規則を受けた告示として、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下、「線量告示」という。)が定められた。

ウ 炉規法における公衆被ばく線量限度

(ア) 周辺監視区域の設定

実用炉規則は、第1条第2項4号は、「管理区域」を、「炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であって、その場所における外部放射線に係る線量が経済産業大臣の定める線量を超える、空気中の放射性物質(空気又は水のうちに自然に含まれているものを除く。以下同じ。)の濃度が経済産業大臣の定める濃度を超える、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が経済産業大臣の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。」と定めている。

また、同項5号において、「保全区域」を、「発電用原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であって、管理区域以外のものをいう。」と定めている。

同項6号では、「周辺監視区域」を、「管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が経済産業大臣の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。」と定めている。

「管理区域」、「保全区域」、「周辺監視区域」の相互の位置関係のイメージとしては、管理区域を保全区域が囲み、さらに保全区域を周辺監視区域が囲む、という関係にある。

(イ) 周辺監視区域外の線量限度

① 周辺監視区域外を定義づける線量限度

周辺監視区域の定義(実用炉規則1条2項6号)において記された「経済産業大臣の定める線量限度」を定めた規定が、線量告示である。

線量告示は、その3条1項柱書において、「実用炉規則1条2項6号及び貯蔵規則1条2項3号の経済産業大臣の定める線量限度は、次のとおりとする」とし、その1号において、「実効線

量については、1年間（4月1日を始期とする一年間をいう。以下同じ。）につき「1ミリシーベルト」と規定している。

したがって、法令上、周辺監視区域の外側のいかなる場所においても、実効線量は年間1ミリシーベルトを超えてはならないとされていることになる。

② 排気・排出規制による濃度限度

ついで、実用炉規則は、15条1項4号及び7号において、放射性廃棄物を排気・排水によって排出する場合、周辺監視区域の外の空气中または水中の放射性物の濃度が経済産業大臣の定める濃度限度を超えないようにすることを要求している。

その濃度限度を定めたものが線量告示9条であり、その1項6号では、外部放射線及び内部放射線により被ばくする可能性がある場合には、その総量が実効線量年間1ミリシーベルトを超えないような濃度を濃度限度とするよう定められている。

③ 以上の公衆被ばく線量限度は、本件事故発生後も改正されることなく維持されている。

エ 公衆を被ばくから守るための法的担保

(ア) 発電用原子炉の技術基準と使用禁止・設置不許可

① 使用前検査と使用禁止

上記のとおり、放射性廃棄物を排出する場合、排気や排水によって、周辺監視区域外の放射性物質の濃度が実効線量にして年間1ミリシーベルトを超えてはならないことが必要とされている。さらに本件事故発生当時この規制を達するための技術基準を満たさない場合には、使用前検査において不合格となり、原子炉設置者に対して原子炉施設を使用させないこととしていた。すなわち、福島第一原発のような実用発電用原子炉については、電気事業同法49条第1項本文は、「第47条第1項若しくは第2項の認可を受けて設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物又は前条第1項の規定による届出をして設置若しくは変更の工事をする事業用電気工作物（その工事の計画について、同条第4項の規定による命令があつた場合において同条第1項の規定による届出をしていないものを除く。）であつて、公共の安全の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるもの（第3項において「特定事業用電気工作物」という。）は、その工事について経済産業省で定めるところにより経済産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。」と、

設置した事業用工作物の使用前に検査を受けることを義務づけ、同検査に合格しない限り原子炉を使用してはならないことを定めている。そして同条第2項本文が、「前項の検査においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。」とし、その第2号で「第39条第1項の経済産業省令で定める技術基準に適合しないものではないこと。」と、技術基準への適合性を同検査の合格要件として定めている。同号にいう技術基準は、技術基準省令で定められている。技術基準省令第30条第1項本文は、「原子力発電所には、次の各号により放射性廃棄物を処理する設備（排気筒を含み、第28条及び次条に規定するものを除く。）を施設しなければならない。」とし、その第1号において、「周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ別に告示する値以下になるように原子力発電所において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること」としている。

その告示が、「発電用原子力設備に関する放射線による線量等の技術基準であり、その第5条において、線量告示9条の規定が準用され、外部被ばくと内郎被ばくとあわせて、実効線量年間1ミリシーベルト以下の濃度とすることが必要となる。

(イ) 周辺監視区域における居住禁止・立入制限の保全措置

① 原子炉施設の保全としての規定

炉規同法35条第1条第1号は、原子炉設置者に対して「原子炉施設の保全」を講じることを要求している。保全措置の具体的な内容について、実用炉規則第8条3号本文は、「周辺監視区域については、次の措置を講ずること。」とし、その上で「人の居住を禁止すること。」、その上で「境界にさく又は標識を設ける等の方法によって周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限すること。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。」と定めている。

このように、周辺監視区域では、何人であっても居住を禁止され、また、境界に柵又は標識を設けるなどの方法によって公衆の立ち入りが制限されている。

② 線量限度を超える被ばくから公衆を保護する措置であること

実用炉規則8条3号の保全措置は、線量限度を超える被ばくから公衆を保護するための保全措置でもある。

公衆の被ばく保護のための保全措置であることは、本件事故発生当時の主務官庁である経済産業省が、「原子力施設の周囲を柵などにより区画し、その外側にいる人が受ける放射線の量が、法令で規制している値（1年間の実効線量：1 mSv、皮膚及び眼の水晶体の1年間の等価線量：50 mSv）を超えることないように管理している区域をいう。」と説明していることからも明らかである。

電気事業連合会もまた「、原子力施設に起因する一般公衆の被ばく線量が、法律に定められる値を超えないよう一般公衆の不必要な立ち入りを制限する区域」と、線量限度を超えて公衆を被ばくさせないための措置として説明している。

2 そして、前掲ウラン残土撤去等請求事件判決（鳥取地方裁判所平成16年9月7日判時1888号126頁）も次のように1ミリシーベルト基準に違反するウラン残土の撤去を認めている。なお、以下は公刊物に登載されている個人の申立事件の判決例であるが、その外自治区が申立てた別件がある。こちらもウラン残土撤去が確定し、強制執行もなされた。

すなわち、「（ア）線量限度とは、放射線防護の立場から、放射線の確率的影響には、しきい値がなく発症の確率と線量は比例するとの仮定の下で、確率的影響の危険を個人及び集団全般が許容できるレベルに制限するために設定された被ばく線量の上限をいい、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づいて定められている。（イ）一般公衆に対する線量限度は、〈1〉外部放射線に係る実効線量が年間1 mSv、〈2〉空気中の放射性物質濃度等が告示で定める値以下（平衡等価ラドン濃度では年間8760時間の滞在を仮定して、20 Bq/m³）、〈3〉上記〈1〉に対する割合と〈2〉に対する割合との和が1以内であることなどであり（平成13年経済産業省告示第205号2条）、核原料物質鉱山の鉱業権者は、上記線量限度を超えるおそれがある場合、周辺監視区域を定め、周辺監視区域の境界に柵等を設けることにより、周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の出入りを制限しなければならない（鉱山保安規則2条31号、836条）。（ウ）職業人に対する線量限度は、実効線量で年間50 mSv（ただし、5年間で100 mSv）である。（エ）鉱業権者等は、外部放射線に係る実効線量が経済産業大臣の定める値を超え又は超えるおそれがある場合は、被ばくのおそれのある区域を他の一般区域から隔離するため、管理区域を設けなければならないとされている（鉱山保安規則（平成6年3月24日号外通商産業省令第13号）2条30号）。上記経済産業大臣の定め

る値は、〈1〉外部放射線にかかる実効線量が3か月あたり1.3mSv、〈2〉1週間平均の平衡等価ラドン濃度は300Bq/m³、〈3〉上記〈1〉に対する割合と〈2〉に対する割合との和が1以内であることである（平成13年経済産業省告示第205号1条）。

と判示した上で、ウラン発掘残土による放射線量が、一般公衆に対する線量限度を上回っているとして、同残土の撤去を認めたものである。これは、1ミリシーベルト基準が国民の生命・身体・財産を保護するための基準であり、この侵害に当たることを認めたものである。

3 小括

このように、上記の法律上の規制は、公衆被ばくについて、公衆の「被ばくしない（させられない）権利」を保護するために、その許容値を1ミリシーベルト以下と定めたものである。

第5 公衆被ばくに関する我が国の法的規制は、被告らが国際的合意であると主張するICRP1990年勧告を踏まえて、それを国内法に導入したことによるものであって、被告らの反論は、許容値に関する同勧告に反していることについて（再反論④）

1 ICRP1990年勧告の要旨と問題点

(1) 「行為における防護の体系」と「介入における防護体系」の区分

ア ICRP1990年勧告は、「人間活動のあるものは放射線被ばくを増加させる。委員会はこれらの人間の活動を”行為”と呼ぶ。他の人間活動は、現在ある被ばくの原因に影響を与えて総被ばくを減らすことができる。委員会はこれらの活動を”介入”と記す。」として、「行為」と「介入」の用語を定義付けた上で、放射線防護の体系を「行為における防護の体系」と「介入における防護の体系」とに区分している。

イ したがって、ここでいう「行為」とは被ばく者を被ばくさせる加害行為、「介入」とは総被ばくを減らすことによる被ばく者の救済活動を意味すると理解することができるし、さらに、「行為における防護の体系」とは加害者の加害行為を規制する体系、「介入における防護の体系」とは被ばく者の救済行為を規制する体系を意味すると理解することができる。

(2) 「行為における防護の体系」の内容

ア ICRP1990年勧告は、「行為における防護の体系」は次の3つの原則に基づいているとして、そのうちの個人線量限度については、

公衆被ばくに関し、「1年について 1 mSv の線量限度」とすることを勧告している。

(ア) 「行為の正当化」原則

「放射線被ばくを伴うどんな行為も、その行為によって、被ばくする個人または社会に対して、それが引き起こす放射線障害を相殺するのに十分な権益を生むものでなければ、採用すべきではない。」

(イ) 「防護の最適化」原則

「ある行為内のどんな特定の線源に関しても、個人線量の大きさ、被ばくする人の数、および、受けることが確かでない被ばく（潜在被ばく）の起こる可能性、の3つすべてを、経済的および社会的因素を考慮に加えたうえ、合理的に達成できる限り低く保つべきである。」と同時に、「この手順は、本来の経済的、社会的な判断の結果生じそうな不公平を制限するよう、個人に対する線量に関する限定（線量拘束値）、あるいは、潜在被ばくの場合には個人に対するリスクに関する限定（リスク拘束値）によって、拘束されるべきである。」

(ウ) 「個人線量限度及び個人リスク限度」原則

「関連する行為すべての複合の結果生ずる個人の被ばくは線量限度に従うべきであり、また潜在被ばくの場合にはリスクの何らかの管理に従うべきである。これらは、通常の状況ではいつでも、どの個人も、これらの行為から容認不可と判断されるような放射線リスクを受けることが確実ないようにすることを目的とする。」「容認不可」・・この言葉は委員会の見解では、その使用が選択の対象であった任意の行為の通常の操業において、いかなる合理的な根拠に基づいても被ばくは受け入れられないであろうことを示すために用いられる。」

イ これら3原則中で最も重要なのは個人線量限度の原則である。この原則は、社会的に許容され得ない被ばくの線量限度が存在することを認め、かつ、最適化の原則を拘束する線量拘束値も、この線量限度に従うべきであるとした上で、公衆に関しては1年について1ミリシーベルトとすることを勧告しているのである。

(3) 「介入における防護の体系」の内容

ア ICRP 1990年勧告は、「介入における防護の体系」については、上記(ア) (イ) の原則に基づくが、(ウ) の個人線量限度の原則は適用されないとし、その理由について、「委員会は、介入の必要性あるいは

はその規模の決定に線量限度を適用しないことを勧告する。しかしながら、重篤な確定的影響を生ずる線量に近い線量レベルでは、ある種の介入はほとんど必須となる。」としている。

イ このように勧告が（ウ）の個人線量限度の原則は適用されないとしたことについては、そのことの合理性を次の2つの面から理解する必要がある。

一つは、線量限度内の被ばく状況であれば、社会的に「容認不可」ではない状況なので、救済活動の必要性は認められないことを意味すると理解されることである。原子力災害というのは、被ばく者の被ばく量が救済を必要とする程度の異常事態に至る場合であろうから、公衆の線量限度を1ミリシーベルトとすることの当否を別とすれば、この点はそれなりの合理性を有していると言えよう。もう一つは、1ミリシーベルトをいかに大きく超える事故が起きようとも、そのために救済活動を制限するいかなる線量限度も設けないことを意味すると理解されることである。起きてしまった被ばく事故について、そのための救済活動が線量限度によって制限されてしまうようでは、救済活動の放棄ということになってしまふので、この点もそれなりの合理性を有していると言えよう。

(4) なお、同勧告については、その政治性、非科学性という観点から種々の問題点が指摘されているところである。前述のとおり、ICRP自体も、民間の団体であり、国連等の公的国際機関とは異なる。「国際X線及びラジウム防護委員会」が、ICRPに改組された際に、医学分野以外の原子力関係の専門家も委員に加わるようになり、ある程度の放射線被ばくを正当化し、核実験や原子力利用を推進することを前提として、基準を設けるようになったと言われているところである。特に、被ばく者的生命、身体等の安全も、被ばくがありうることを受容するとの前提を維持する限りで考慮しているに過ぎない上に、被ばくにより失われる被ばく者の生命等を金銭に換算して「最適化の原則」を適用する等について、厳しい指摘がなされている。原告もまた、「被ばくしない（させられない）権利」を憲法が保障する基本的人権のひとつとして、被告東電のような原子力事業者の経済活動の自由や被告国のエネルギー政策との関係では、優越的な保障がなされるべきであって、人格権を経済活動の自由とあたかも同等であるかのように取り扱うICRPの姿勢には賛成できない。したがって、ICRPやその勧告を盲目的に賛同するものではない。しかし、ここでは、このような問題点が指定されているICRP勧告でもなお認めざるを得なかつた公衆に関する年間1ミリシーベルト

ルトの線量限度の原則にも、被告反論が違背していることを正しく確認しておく必要があるということである。

2 我が国における I C R P 勧告による 1 ミリシーベルト基準導入の経緯

- (1) I C R P は、1950年に発足して以来、放射線防護に関する勧告を出してきているが、我が国の法令に重要な役割を果たしたものに、1958年勧告（Publication 1）、1962年勧告（Publication 6）、1965年勧告（Publication 9）、1977年勧告（Publication 26）及び1990年勧告（Publication 60）があるとされており、現行の放射線障害防止をはじめとする関係法令は1990年勧告に基づいている。そして、この1990年勧告の内容は上述のとおりであって、「正当化」、「最適化」、「線量限度」の3原則を掲げるが、我が国の法令が採り入れているのは許容値としての「線量限度」のみである。そして、同勧告が公衆に関する線量限度を年1ミリシーベルトとしたことに伴い、炉規法上の公衆に関する許容値である線量限度の線量を定める告示が改正されて1ミリシーベルトとされたのは2000年（平成13年）であり、以後、現在に至るまで、この告示は維持されている。なお、I C R P は1990年勧告後に2007年勧告（Publication 103）を出しており、同勧告は、本件事故時はもとより現在に至るまで、国内法へ導入されるには至っていないが、1990年勧告が掲げる「正当化」、「最適化」、「線量限度」の3原則や公衆に関する線量限度を年1ミリシーベルトとするなどの基本的な内容は、そのまま踏襲している。
- (2) このように I C R P が1990年勧告で公衆に関する許容値を年1ミリシーベルトとするに至るまでには長い歴史的経緯がある。我が国の法令に重要な役割を果たしたとされる上記勧告についてみると、I C R P が発足した当初は公衆に関する許容値は定められていなかったが、1958年勧告で年5ミリシーベルトとされ、1977年勧告でもこれが維持されたが、1990年勧告でようやく年1ミリシーベルトとされたのである。このように公衆に関する許容値の定めは、順次低線量化して厳しくされる方向に進んでいるが、これは、既に「第3、2(2)「レント仮説」に至る経緯」でみたように、主として I C R P が依拠する広島・長崎被ばく者の疫学調査の進展に基づくものであるが、関連事情として原子力施設労働者や周辺住民に関する疫学的調査、ビキニ環礁水爆実験や旧ソ連時代のチェルノブイリ原発事故等による被ばく者に関する疫学的調査の進展等があることも看過されてはならないであろう。

3 被告東電の反論について

被告東電は、上述のとおり、年間100ミリシーベルト以下の被ばくのリスクは極めて低いとして、復興時における「社会的に許容される水準」すなわち許容値は1ミリシーベルト基準ではなく20ミリシーベルト数値であるとした上で、本件事故における20ミリシーベルト数値以下の被ばくは権利侵害に該当せず、損害賠償の対象にもならないと主張する。しかし、この反論は、上述のICRP1990年勧告を誤用し、かつ、線量限度を1ミリシーベルトとするに至った経緯を無視するものであって、不当である。

(1) ICRP1990年勧告の3原則や「行為における防護の体系」の意味を誤用している。

ア ICRP1990年勧告は、3原則中の線量限度の原則について、「行為における防護の体系」には適用されるが「介入における防護体系」には適用されないとしている。しかし、この線量限度の原則は、上述したとおり、加害行為を規制する原則ではあっても、救済行為を規制する原則ではないという、極めて当然の理に基づくだけのことである。

イ したがって、被ばくの異常事態が発生して線量限度を超える基準による救済活動が開始されたからといって、それが加害行為を規制する線量限度の原則まで撤廃し、加害行為者の線量限度違反を不間に付して被ばく者的人格権としての「被ばくしない（させられない）権利」を制限、剥奪するような効果など持ちようがないことは、勧告の記述自体からして当然の理である。

ウ いわんや、救済活動は、線量限度によって保障されている「被ばくしない（させられない）権利」を擁護し、被ばく者を救済することを目的とするものであるから、救済活動を理由にこの権利を制限、剥奪して、線量限度を超える被ばくを勧奨し、あるいは強制、強要するなどということが正当化され得ないことも、勧告の記述自体からして自明の理である。

エ よって、被告の反論は、同勧告が3原則中の線量限度の原則について「介入における防護体系」には適用されないとしていることを誤用していると言わざるを得ない。

(2) ICRP1990年勧告が、線量限度を1ミリシーベルトとするに至った経緯を無視している。

ICRPが同勧告において線量限度を1ミリシーベルトとするに至った経緯は、上述したとおりであって、その原子力推進団体としての

性質に由来する政治性、非科学性が指摘され、人格権である「被ばくしない（させられない）権利」を経済活動の自由と衡量するという決定的な誤りを犯している I C R P でさえも、長期間にわたる物理学的知見の進展や疫学的データの累積などによって国際的に形成、確立した「直線・しきい値なし」のレント仮説を受け入れて、線量限度を 1 ミリシーベルトとするに至っているのである。被告の反論は、このレント仮説を否定していないと称しつつ、100ミリシーベルト以下のリスクをことさらに軽視し過小評価することによってこれを誤用し、実質的に形骸化して反論を正当化しようとするものであって、 I C R P 1990 年勧告が線量限度を 1 ミリシーベルトとするに至った重い歴史的な経緯を無視するものであると言わざるを得ない。

4. 小括

以上のとおり、20ミリシーベルト数値を許容値とする被告東電の反論は、被ばくの許容値に関して、「法令遵守」「法治主義」「法の支配」を否定する恣意的なものであって、「治外法権」を主張するに等しい。

第6 20ミリシーベルト数値を、法令上の根拠がないのに、事後的に許容値とすることは、法秩序を崩壊させ、原発立地自治体及び住民を騙すこととなるのであって、憲法上も許容され得ないことについて（再反論⑤）

1 20ミリシーベルトを許容値とする法律上の規定は全く存在せず、上記の法規以外に、公衆被ばくの許容値を定める法令は存在しない。したがって、被告国が 20ミリシーベルト数値を許容値として定めたとすれば、それは法に基づかないで権利を剥奪する違憲の定めとなることは明らかである。

2 そもそも我が国の法制下においては、同じ国民に対し、平常時においては 1 ミリシーベルト基準、異常自体時においてはこれを否定した 20 ミリシーベルト数値という異なった許容値を設けることは、憲法の「法の下の平等」原則に反し許されない

この点、大阪空港公害訴訟に関する最判昭和 56 年 12 月 16 日民集 35 卷 10 号 1369 頁も「本件空港の提供によって被害を受ける地域住民はかなりの多数にのぼり、その被害内容も広範かつ重大なものであり、しかも、これら住民が空港の存在によって受けれる利益とこれによって被る被害との間には、後者の増大に必然的に前者の増大が伴うというような彼此相補の関係が成り立たないことも明らかで、結局、前記の公共的利益の実現は、被上告人らを含む周辺住民という限られた一部少數者の特別の儀

牲の上でのみ可能であって、そこに看過することのできない不公平が存することを否定できないのである。」とするところである。

- 3 また、異常事態を理由に、許容値を事後的に20ミリシーベルト数値に変更して、1ミリシーベルト基準違反を免責するというのでは、「法令遵守」が無意味なものとなって、我が国の法秩序は崩壊する。平常時における許容値が復興時には許容値ではないこととなるというのでは、平常時に保護されるべき権利とされていたものが、いざその権利が侵害されて保護されるべき段階に至ると否定されて「見せかけの権利、絵に描いた餅」に過ぎないこととなってしまう。これは、「許容値」という用語が法益保護のための数値であるという本質的な意義を没却するものであって、国民を騙し、法を弄ぶもの以外の何物でもない。
- 4 「法令遵守」は国及び事業者の基本的な資格要件であり、現に被告国も被告東電も、「1ミリシーベルト」が許容値であることを自認し、地元に対しその遵守を確約していた。被告東電の反論のような論理がまかり通るのであれば、「法令遵守」概念は崩壊し、国民を騙す方便になってしまふし、現実に国民を騙していたこととなる。
 - (1) 被告国及び被告東電は、従来から、国民や地元住民に対し、一般公衆に対する被ばくの許容値である線量限度が年間1ミリシーベルトであることを公式に表明して自認し、その厳守を確約してその理解を得ていた。この点は、原子力安全保安院の冊子『妥協しません 原子力の安全 NISA』(甲ハ1)、経済産業省の冊子『考え方、原子力』(甲ハ2)、文部科学省の冊子『原子力防災の手引き』(甲ハ3)、被告東電作成の平成19年8月28日付文書『新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所への影響について』(甲ハ4)等の記載自体からも明らかである。例えば、原子力安全保安院の冊子『妥協しません 原子力の安全 NISA』(甲ハ1)には、「放射線と原子力施設の安全」と題して「原子力施設の安全を確保する上で、何よりも放射線による影響をいかに防ぐかが大切です。」「原子力施設は、基本的に放射線の持つ効果を利用した技術を扱う施設ですが、その一方で、放射線による人体への影響ができるだけ少なくする対策（放射線防護）が求められています。我が国では、放射線障害防止法や原子炉等規制法などの法令により、事業者に対し放射線防護の措置を行う義務を負わせており、一般公衆はもとより、放射線業務従事者に関する放射線の量の限度も定めています。放射線防護に関する国際的な機関として、国際放射線防護委員会（ICRP）があります。この委員会は、人類が受ける放射線の量などの限度について各国に勧告を行っていますが、我が国で定められている基準は、この勧

告内容に沿って、我が国の放射線関係の専門家によって構成された放射線防護審議会の審議を経て決められたものです。」「原子力発電所の場合、法令で周辺に与える影響の限度を年間1ミリシーベルトと定めていますが、これに加えて国では年間0.05ミリシーベルトと、さらに低い目標値を定めています。NISAは、放射性物質が原子力施設の外に基準値以上漏えいしないような設計であることを厳しく審査し、また、運転にあたっては、事業者に徹底した安全管理を行うよう義務づけています。」と記載されているとおりである。

(2) したがって、被告国及び被告東電が、本件事故後において、事故前にはまったく存在していなかった20ミリシーベルト数値なるものが実際には本当の許容値であって、1ミリシーベルト基準は実際には許容値ではないかのように公言し反論することは、法を弄び、国民及び地元住民を愚弄し騙すものであって、「禁反言の原則」（エストッペル）違反等として到底許され得ないことは明らかである。

(3) また、被告東電は、地元自治体である福島県、双葉町及び大熊町との間で「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」を締結していたが、その第1条は東電に「関係法令の遵守義務」を課しているのであって、法令の定める許容値1ミリシーベルト違反が法令遵守義務違反であり、かつ、協定違反であることは何人も否定できない。にもかかわらず被告東電が事故後にこれを反故にするということであれば、「法令遵守」概念も協定締結の意義も没却されてしまうこととなるのであって、到底許され得ないことは明らかである。

5 以上のとおり、20ミリシーベルト数値を許容値とする被告東電の反論は、被ばくの許容値に関して、「法令遵守」「法治主義」「法の支配」を否定する恣意的なものであって、国民主権を排して「治外法権」を主張するに等しい。

6 チェリノブイリ法の理念について

- (1) チェリノブイリ事故において、ロシア、ウクライナ、ベラルーシでは、5ミリシーベルト以上を避難区域としつつ、1ミリシーベルト以上5ミリシーベルト未満については、地域指定での移住の権利を認め、移住希望者にも残留希望者にも公的な支援を行う避難政策が取られていることが、参考とされるべきである（国会事故調 p 356）。
- (2) これは、被害者救済対策としての「避難指示」が「被ばくしない（させられない）権利」侵害となることを回避するために、被災者に対し移住するか残留するかの選択権を保障するとともに、それでも残る権利侵害状態に対する公的支援を行うこととするものであって、公共的観点か

らの救済対策が「1ミリシーベルト」基準に基づいて行われた例であると言える。

第7 20ミリシーベルト数値は、許容値ではなく、復興時における避難指示解除及び帰還容認等の原子力災害対策上の政治的、政策的判断による目安としての数値として、被告国により、地元自治体抜きに一方的に定められたものに過ぎないことについて（再反論⑥）

- 1 元来、被告国の復興時における避難指示解除及び帰還容認等の判断は、原子力災害対策特別措置法に基づくものであり、かかる判断は、同法23条に基づき設置が義務付けられている原子力災害合同対策協議会において、地元自治体の参画の下で、決められるべきものである（前記の原子力安全保安院の冊子『妥協しません 原子力の安全』の「万一の緊急事態への備え」の項参照）。しかるに、実際には、被告国は、この合同対策協議会に地元自治体を参加させず、一方的に決定したものであって、このような地元自治体の関与がされていない決定は無効である。従来は、地元自治体をこの合同対策協議会に参加させて、防災訓練を行ってきたにもかかわらず、現実に起こった本件事故に際しては、地元自治体を参加させずに、一方的に決定してきているのである。20ミリシーベルト数値は、このように被害当事者である地元自治体を排除して決めたものであって、重大な瑕疵があるものである上に、政府が、WG報告書及び同報告書が全面的に依拠しているICRP2007年勧告を踏まえて、政治的、政策的な観点から定めたものであって、許容値に関する観点から定めたものではないことは明らかである。
- 2 そもそも、事業者の放射能放出について、これを許容して責任を問わないこととするかどうかという意味での「社会的に許容される水準」の問題は、上述のとおり、我が国の法制度下においては原発の経済的利益と被害との比較衡量を許さないものであり、かつ、「被ばくにより侵害される保護法益は何か」という法規範の観点から論じられるべき事柄であることは多言を要しない。したがって、20ミリシーベルト数値が、かかる観点とは全く異なる原子力災害対策上の政治的、政策的な観点からの単なる目安としての数値であることは明らかである。
- 3 20ミリシーベルト数値は、ICRP2007年勧告によるものとされているが、同勧告の国内法への導入は未だなされていない上に、同勧告自体も20ミリシーベルト数値を、許容値としてではなく、異常事態下における政府等による減災政策上の参考レベルとして提示したものに過ぎないことは明らかである。

(1) I C R P 効告の「参考レベル」というのは、WG 報告書も認めているとおり、あくまでも公衆の線量限度が「年間 1 ミリシーベルト」であることを従前通り認め、これを前提としている。同効告は、

- ① 平常時 年 1 ミリシーベルト以下に抑える
 - ② 事故収束後の復旧期 年 1 ~ 20 ミリシーベルトに抑える
 - ③ 緊急事態期 年 20 ~ 100 ミリシーベルト以下に抑える
- としている。このうち、①が許容値であり、②と③は参考レベルに過ぎないとしている。

(2) このように、同効告は、事業者によって発生させられた放射性物質の大量放出という緊急時等の異常事態下における国の大災害対策（防護措置）の目安について、「経済的、社会的要因を考慮しながら、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする”最適化”の原則」という政治的、政策的観点からの目安としての参考レベルとして、「年間 20 ~ 100 ミリシーベルト」という数値を提言しているに過ぎない。

(3) 被告東電の反論は、I C R P 効告を国際的に権威あるものと評価する言いながら、その権威を奇貨としてこれを誤用し、1 ミリシーベルトが許容値であることを否定しようとするものであって、世論を欺こうとするものである。

4 以上のとおり、20 ミリシーベルト数値は、復興時における避難指示解除及び帰還容認の政治的、政策的判断の基準としてのものであって、許容値を定めたものではないと解してはじめてその存在意義が認められることは明らかである。したがって、1 ミリシーベルト基準違反について、それが国によるものであれ事業者によるものであれ、その責任を不問に付して免責するというような法的効果を有する訳がないことは明らかである。

第8 原告の被ばく状況について（再反論⑦）

以下、原告の被ばく状況について述べる。

1 平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 43 分の東日本大震災地震発生時、原告は、車で町外から双葉町に走ったあたりであり、必死にハンドルにつかまりながら、原告は、「ふつうじゃないぞ、大きいな、これは。早く終わってくれ」と祈った。それは、地震の揺れが長くて大きかったこともあるが、原子力発電所が危険になるからである。原告は、「これだけ揺れが強ければ原発は必ず壊れてしまう。」と思い、急遽、双葉町の庁舎に戻った。庁舎に戻ったのは、地震発生から 20 ~ 30 分後くらいである。カーラジオでは「大津波警報」を何度も繰り返していた。

- 2 原告が、役所庁舎の東の窓から外を見た時、そこには今まで見たことがない光景、海岸の松林や家々の木材などが流され、庁舎から400～500メートルまで津波が来ており、あるべきところにあるものがなくなり、危険な状況が迫っていた。原告は、助けに行こうにも行けない辛い気持ちでその光景を目の当たりにし、「これは普通じゃない状況だ」と判断した。
- 3 その後、避難者の対応をして、物資を手配して、問題の洗い出しと対応、追究、追跡に時間を割き、現地を見て回ろうと外に出た。
- 4 ちょっと暗くなりかけた頃に、二回目の対策会議を開いて、一応庁舎の役割分担を確認して、原告は、町中に出で飲料水の手配、避難所となつている公民館、学校関係を周り、庁舎には、12日の深夜0時過ぎに戻った。
- 5 以上の巡回をしている途中で、本件原子力発電所に危険があるとして、同原発から半径2キロメートルと3キロメートルの避難指示が出された。対象となつた郡山と細谷の住民は、さらに奥の公民館に移動してもらった。
- 6 その後、庁舎に戻って、テレビに釘づけになりながら徹夜で対策を考えていた。12日の夜が明けると政府から町外への避難指示が出た。その時、「双葉町民は川俣町に避難するように」と言われたとの記憶である。そこで原告は、川俣町の古川（道郎）町長に電話を入れて、避難受け入れを依頼し、了解を取つた。その後、防災無線を使って、町民に避難を呼びかけた。
- 7 大熊町には11日の夜に政府からの避難用バスが来たと聞くが、双葉町にはバスは来ず、町民各々にクルマを使って避難してもらうこととなつた。そこで、「とにかくどうにかして避難してくれ」との気持ちで、双葉町職員にずっと防災無線を使って呼び続けてさせていた。この呼びかけは、原告らが最後に庁舎を離れる午後2時頃までやつていた。
- 8 庁舎には最少人数の双葉町職員を残して、あと残りの職員は町民と一緒に避難させた。少しずつ町民が庁舎に状況確認や避難の相談に来るたび、職員をつけ、一緒に避難させた。職員がいなくなつた後は、被申立人従業員に頼んで無線を使って避難の呼びかけをさせた。
- 9 平成23年3月12日は夏型の陽気であり、双葉町の風が一周する。正午から午後3時くらいの間は、南東から吹くが、後に知ることになるが、被告東京電力は、同日14時頃、ベントを実施していた。当時、庁舎の窓に置いておいた放射能測定器の針が上がり始めていた。
- 10 大半の町民を避難させた後も、原告は、最後に残つた三つの施設、「双葉厚生病院」と「社会福祉施設」と老人施設「ふたば福祉会せんだん」にまだまだたくさんの入所者と施設職員があり、そのためのバスの手配をしたり、誘導したりしていた。もう残された時間はないと思い、自ら戸外で、

入所者や施設職員の避難誘導をしていたが、平成23年3月12日15時36分、本件原子力発電所から4キロメートルの位置に原告がいた時点で、本件原子力発電所1号機の爆発（水素爆発といわれている。）が発生し、大破した。「ああ間に合わない。まいったな！」って思った。その場にいた誰もが絶望感から無言になった。

1 1 平成23年3月12日15時過ぎ頃から、双葉町職員などは、白い防護服を着て誘導をしていたが、職員に爆発前の避難時にそれを付けさせてしまっていたから、原告の分ではなく、原告は、軍手とふつうのマスクで行動することになった。

1 2 原告には、これらの爆発の可能性や、ベントの実施など、原告や双葉町住民にとり、避難に必要な最も重要な情報が何一つ伝達されてはいなかつた。そのため、ベントの最中、戸外で、前記三施設の入所者や施設職員をバスに誘導しており、また、爆発も起き、原告は、被ばくするに至ったものである。

1 3 爆発後、原発建屋の建物の中の断熱材（グラスウールと思われる。）や他の建築資材などと思われる物質が、空から塵やらゴミとして降下し、原告の頭上に降ってきた。

1 4 原告は、これらの物資が落ちてきている間、建物の中に住民の皆さんを戻し、降下終了まで、室内に戻して待機させた。線量計の針は振り切れ読み切れない状態であった。なお、これら物質とともに、放射性物質が落下している（つくば市の研究所の報告）。

1 5 ある程度、（爆発由来の）ものが落ちたと判断した後、すぐ避難を再開した。三施設の車、バスを使い、さらに自衛隊の車に乗って出発したが、その方向は、S P E E D I が示した風向きの方向であったことが後にわかった。国道114号で移動させたが、渋滞がはじまっており、原告は、同日、午後5時頃、一番最後に同所を出た。渋滞を避けるため、住民とは異なる国道288号を走ったが、細い道を地震による陥没や崖崩れがないか、確かめるように走っていったため、川俣町に着いた時は、午後7時前くらいになっていた。

1 6 原告たちがたどり着いた建物は、川俣町合宿所「とれんぴあ」というところで、川俣町が用意した。その後19日に埼玉に再度避難するまで同町に避難していたが、その間、双葉町職員はほとんど毎晩徹夜であり、原告も徹夜状態で、テレビの映像から原発の状況を探っていた。二号、三号、四号機の状態がどうなるか分からぬ。さらに爆発などしてしまったらどうしようと思うなか、睡眠はとれなかった。

17 川俣町では、原告は、疲れている双葉町職員と住民対応、外部折衝を続け、この先どうなるだろうと不安で仕方がなかった。その時も線量計を窓際に置いていた。14日に三号機が爆発。放射線量計の針が振り切れた。その後雪が降ったので放射性物質が相当落ちていると思われる。

18 以上が平成23年3月11日から19日に埼玉に再度避難するまでの原告の行動であるが、本件事故により、原告の居住地であり仕事場であった双葉町は今でも空間と土壤の放射線量が高く、原告の被ばく放射線は、原告に被ばくによる不安や恐怖を抱かせて余りある。

第9 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針が示す損害賠償額の中には、本件事故による被ばくについての損害賠償額が含まれていないことについて
(再反論⑧)

1 被告東電は、被ばくの慰謝料について、「放射線被ばくの点に係る原子力損害については、中間指針の指針第9（乙二1、57頁以下、「放射線被ばくによる損害について」）にあるとおり、本件事故に起因する放射線被ばくによって、原告に放射線障害が生じ、健康状態の悪化又は疾病の罹患が生じたという事実関係が認められる場合には原子力損害として賠償の対象となると解されるが、そのような事実が認められない場合においては、原告の何らかの具体的な法的権利の侵害を招來したものとまではいってはできない。」と主張する（被告東電第2準備書面61頁）。しかしながら、以下に述べるとおり、被告東電の主張は誤りであり、原告は否認し争う。

2 まず、被告東電が引用する中間指針の指針第9は、原告が請求する被ばくによるリスクについての指針ではない。すなわち、同指針は、「本件事故の復旧作業等に従事した原子力発電所作業員、自衛官、消防隊員、警察官又は住民その他の者が、本件事故に係る放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等は賠償すべき損害と認められる。」と述べて、「放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害」から発生する被害についての指針であることを示している。

これに対し、原告が請求するのは、被ばくにより生命・身体・精神に対する重大な影響が生じるリスクが高まっていることによる不安や恐怖についての慰謝料であって、中間指針第9と損害項目が異なる。実際には、将来、指針第9が想定するような、「放射線被曝による急性又は晩発性の放

射線障害」による被害が発生することはあるが、本訴訟の訴訟物とは異なる。

3 この点、同審査会第9回では、次のように、被ばくリスクについての問題提起が行われた（甲ハ5）。

（以下、引用）

【能見会長】（略）

最近、内部被ばくであるとか、放射能にある程度汚染しているけれども、まだ健康被害にまでは至ってないと、そういう人についてどう扱つたらいいかという問題がございます。今、全体の構成では、第9のところで、事故の復旧作業に関与した人たちについては、ある程度の放射線の被ばくを受けていることが考えられますので、そういう人々に対して、生命・身体についての損害、精神的損害という項目が4ページに取り上げられております。

復旧作業に関係したものではなくて、ごく普通の一般の住民についても被ばくをしている方々が現にある程度おられると聞いておりますが、そういう方がまだ健康被害は発生していないけれども、放射能を浴びたことによる精神的損害ということになるかと思いますが、最初、私、第9のところであわせて考えればいいのかなと思っていたんですけども、もしかしたら今の点は復旧作業者ではないので、別途項目を設けたほうがいいかもしれませんと思いました。私の意見ですけれども。

こんなような類似する問題等についてのご意見があれば、お願ひいたします。

（略）

【田中委員】先ほど会長がおっしゃった被ばくの補償の問題ですけれども、一般に避難……、比較的、一般住民で被ばく量が多いと推定されるところ、避難している人とか、計画的避難区域とか、そういうところの方ですけれども、それだととも、健康被害が明確に判定できるような状況の被ばくではないんですね。

【能見会長】はい。

【田中委員】ということで、これは米倉先生にもご発言いただいたほうがいいのかもしれませんけれども、そうすると、大体この影響というのはどういう形で出るかというと、この1ページの、PTSDというと、こういうところにかなり影響が出てくるような気がするんですね。私たちは

被ばくしたとか。だから、そういうところで見ていく、損害賠償という形で見るのがいいのか、健康管理という形で長期的に見ていくのがいいのか、その辺少し議論をしておいたほうがいいかなと、ちょっとそんな思いがしましたので。

【能見会長】私の理解だけ申し上げますと、今おっしゃったように、おそらく、健康被害に、少なくとも現時点では健康被害と言えるような放射能の被ばくではないと。しかし何らかの被ばくを受けていて、また、その被ばくの程度がそれほど高くないので、PTSDに至るほどでもない。また、PTSDの定義かもしれません、精神的な、ある意味で不安とか、それも全然放射能を浴びていないでただ一般的に不安を感じるというのとはやはり違って、浴びているので、それなりに将来もしかしたらがんになるのかもしれないとか、そういう不安はあるという精神的損害のところの問題として私は理解しておりました。それがもっと高じてPTSDという程度に至りますと、これはある種の身体的損害でもあるので、これは一次指針でもこういうものは身体的損害として含めていいというご議論ではあったと思いますが、ですから、そこに入ってしまえば問題ないんですけども、そこにまで至らないようなものをどうするかということが残っている問題なのではないかというふうに思いました。

それから、また放射線専門の方にむしろ私もお伺いしたいのは、今内部被ばくということで問題となっている現象があると思いますが、これもどの程度の内部被ばくだとどの程度の危険があるのかというようなことがおそらく基準も何もないんだと思いますけれども、ただ、相当それは精神的損害というものを、不安、苦痛を引き起こすのではないかと思いますので。しかし、どの程度の被ばくを、基準以上の被ばくを受けていると、じゃあ、精神的損害として認めるかという議論は、なかなか基準が立てにくいので、こちら辺もまずは専門的な分野の先生方のご意見を伺った上で、どう扱うかというのを判断すべきかなとは思います。

もし何かあれば。米倉委員、どうぞ。

【米倉委員】最初のPTSDのときにお話がありましたけれども、PTSDというものは本来は非常に大きな精神的なインパクトを受けて、そして、それを何度も想起することによって、いつまでもその記憶が残って非常に長期間にわたって精神的な苦痛を受けると、これが定義だと思うんですけれども、今回、いろいろな住民の方で起こっている現象は、これとはかなり様相が違うのではないかと思います。おそらく、起きた当初にはそれほど大きな不安感を皆さん持つておられなかつたと思うんです。ところが、その途中でいろいろな人たちがいろいろなことを発言する中

で、自分も何か被ばくしたのではないかというおそれがだんだん出てきて、それがきちんと測れていない。そういう不安感がどんどん増してきて、こういう現象が起こっているように思います。チェルノブイリのときも同じようなことが起こって、結果としては精神的な障害というのが最も多く見られたわけですけれども、これは被ばくそのものによるものではなくて、被ばくを恐れるという現象によって起こってきている。そういうふうに考えますと、確かに何らかの因果関係はあるんだろうけれども、放射線の直接の被害ではないというところをどのようにとらえるかというのは、これはなかなか難しいのかなと思います。

【能見会長】今のお話を伺っていますと、被ばくはしていないけれども、被ばくをしているかもしれないおそれという意味での不安というのと、それから、私はもう1つ、被ばくはある程度しているんだけれども、科学的に見ると健康被害までは至らない。とはいって、被ばくしているために生じている不安と。一応、線が引けて、被ばくしていないけれども不安を持っているというものについては、これはもちろん賠償の対象になるかどうかの議論はしなくてはいけないんですけども、もう1つのグループと比べると、もう1つのグループのほうが被ばくしてはいるけれども、まだ健康被害までは至っていないというほうが、まずは精神的損害として賠償の範囲には入りやすいのかなと。ただ、いずれにせよ基準等を、これは何かの線引きをしなくてはいけないとなると、その基準が難しいという感じを持った次第です。今の、被ばくしてはいるけれども健康被害までは至っていないと、そういう人たちがどのぐらいいるのかということの統計もよくわかりませんけれども、そういうカテゴリーはどうなんでしょうか。

【米倉委員】現段階は、まだこれからその住民の健康調査が始まるところです。その中で、行動調査から実際に被ばく線量を推定しようということが行われますので、その結果が1つのメルクマールにはなると思います。

・それから、やっぱり内部被ばくに対して不安感を持たれる方がものすごく多いというのは事実なんですけれども、今までのところ、例えば、尿中にアイソotopeが見つかった、セシウムが見つかったという方のいろいろな記録等、新聞等で出ているのを見ても、被ばく線量としては外部被ばくに比べるとはるかに低いレベルだということから考えて、実態はそれほど心配がいらないけれども、非常に不安がられる。こういう事態なのかなと思っています。

(引用終わり)

3 かような被ばくリスクについての問題について、次のとおり同審査会第10回では、事務局からの福島県での健康調査の結果が出てから審議すべきではないかとの提案が出て議論からは立ち消えとなつた（甲ハ6）。

(以下、引用)

【田口原子力損害賠償対策室次長】前回の審査会でお出しした資料をさらに詳細化した形で中間指針の論点をまとめさせていただいてございます。

(略)

それから、第9が放射線被ばくによる損害ということでございますが、これは第一次指針の前書きのところで、今後検討することになりますが、住民も含めまして、放射線の被ばくによって急性または晩発性の放射線障害による被害というものを書かせていただいてよろしいかということでございます。

ここで前回の議論で、この精神的損害の話、特に住民の話がご議論ございましたが、ここにつきましては、住民の被ばくに関して、福島県、県民の健康調査、これを行うことと、行う予定と聞いてございますので、その結果が出た後で改めて検討してはどうかということで、ここには今、明示をしてございません。

(引用終わり)

4 以上のとおり、被ばくリスクについては同審査会では、中間指針等にはいれないこととしているのであり、他方、中間指針は、早期に賠償を開始する目的から策定されたものであって、すべての損害賠償項目を含むものでないことは、同指針自体が、「はじめに」の項で、同指針に明記されない損害についての賠償をすべきことを述べていることからも明らかである。

このように、被ばくリスクは、被告東電のいう「健康状態の悪化又は疾病の罹患」とは性質がことなるものであって、これに対する慰謝料は、同審査会でも意識されていた。にもかかわらず、中間指針等に明記されていないのは、賠償対象ではないとの判断があつてのものではい。これを本件事故に起因する放射線被ばくによって、原告に放射線障害が生じ、健康状態の悪化又は疾病の罹患が生じたという事実関係が認められる場合の損害

に限定包含されるとし、かような損害として中間指針において考慮されて
いるとする被告東電の主張は誤謬との判断を免れない。

第10 総括

1 被告東電の反論の意図は次のとおりと解される。

- (1) 「1ミリシーベルト」基準自体は、一般公衆を保護するための国際的基準であり、国内的にも法令に規定されて長年維持されてきたものであるために、正面からこれを否定することはできない。
- (2) 一方、本件事故対応としては、「1ミリシーベルト」基準では避難範囲が極めて広範囲となり損害賠償額も巨額となるなど、被告国及びその援助を受けるべき被告東電の対応が極めて困難となる。
- (3) その困難を克服するための苦肉の策として、超法規的に平時と事故時では許容値が異なるという論法を持ち出して、事故時における「1ミリシーベルト」基準を否定することとし、かつ、これを正当化するために、低線量の被ばくリスクを科学的に確実に証明することはできないことを奇貨として、ことさらに低く評価する主張を展開しているものである。

2 しかしながら、被告東電の反論は破綻している。

(1) 1ミリシーベルト基準について

ア 現在でも、この炉規法の1ミリシーベルトの定めは維持されている。これが許容値を定めたものではないとすると、一体いかなる趣旨、目的の定めなのかが問われることとなるが、反論は、この点については一切論及していない。これは、この炉規法の定めが許容値を定めたものであること自体は否定できないことが明らかだからである。

イ また、反論は、20ミリシーベルトという数値が許容値である理由として縷々の事由を挙げて、現在の炉規法の1ミリシーベルトの定めが許容値としては社会的に無意味な定めである旨主張している。すると被告国は、現在でも社会的に無意味な数値による厳格な規制を原発事業者等に対して行っていることになるのであって、それこそ正当な根拠のない違法な規制をしていることにならざるを得ない。

ウ そもそも、我が国の「原発の安全」に関する法制度として、管理できる程度の少量の放射線放出という軽微な事故に止まる場合には1ミリシーベルト基準で事業者を厳しく規制して責任を問うこととする一方で、管理不可能な程の大量の放射線放出という悪質重大な事故の場合には、この基準は始めから無意味な基準であったとして事業者の責任を不問に付して免責するなどという法制度は、法を愚弄し国民を騙すものであつ

て、我が国の国民主権と基本的人権を中心とする憲法下の法体系の下では、到底正当性を有するわけがないことは自明の理である。

エ 反論は、本当にそこまでの主張をしていると解してよいのだろうか。

よいとすれば、国は、直ちに、このような法制度として許され得ない定めを改訂すべきであるし、その改訂は、放射線審議会の議決を経て告示を改正すれば済むことである。しかし、現在まで、そのような改正がまったく行われていないことは明らかである。それは、反論があげる事由だけでは現在の許容値の定めを改訂して法益性を否定するに足る理由とはなり得ないことが明らかだからである。

オ 要するに、国がこの炉規法の許容値としての1ミリシーベルトの定めを人命等の法益保護上必要なものとして維持している以上は、反論が低線量被ばくのリスクが極めて低いとして縷々理由を挙げても、現在の炉規法等が定める1ミリシーベルトが許容値であることを否定する事由としては失当であることを自認しているに等しいということである。

(2) 20ミリシーベルト数値について

また、20ミリシーベルト数値については、上述したとおり、

ア 復興時における避難指示解除及び帰還容認等の原子力災害対策上の政治的、政策的判断による目安としての数値に過ぎないものであって、許容値を定めたものではないこと

イ したがって、許容値としての1ミリシーベルト基準の違反を免責するというような法的効果を有する訳がないこと

ウ さらに、仮にこの20ミリシーベルト数値が復興時における災害対策という公共対策上の政治的、政策的な観点からは是認され得るとしても、それが個々の国民の権利、利益を剥奪することまで容認するものではないこと

が明らかである。

3 結論

被告東電及び被告国は、国民主権と基本的人権を基調とする法秩序を遵守するという基本原則に立ち戻り、速やかに炉規法の定める許容値「1ミリシーベルト」という数値が法的に正当な唯一の許容値であることを認め、原告の失われた人権を回復する道を選択すべきではなかろうか。そうすれば、その侵害が法益侵害となることも自ずと明らかとなり、原告を含めた被ばく者に対する真の謝罪の上の信頼回復も可能となるであろう。

以上